# 【 メンバー 規 約 】

# 第1条(定義)

本規約は、株式会社トキノカンパニー(以下「当社」といいます。)が運営するすべての施設(以下「本施設」といいます。)において適用するものとします。

# 第2条(目的)

本施設は、メンバーが本施設を通して、心身の健康及び美の維持・向上、自己の価値を高め、会員相互の親睦を深めることを目的とします。

#### 第3条(メンバー)

本施設はメンバー制とし、メンバーとは、本施設が定める入会手続き及び入会資格をすべて満たし、本施設が入会を承諾した方とします。

#### 第4条(入会契約の締結及び手続き)

- (1)本施設に入会する方は、本施設の定める入会申込書の提出、規約への同意、健康状態の申告、及び所定の 諸費用を納入し、本施設の承諾を得ることによりメンバーとなります。また、必要により医師の診断書を 求める場合がございます。
- (2)入会する方に、本人の顔写真を撮影させて頂きます。尚、この顔写真は、本人確認やサービスの提供を 目的とし、本施設が保有いたします。
- (3) メンバー本人が未成年の場合、その本人の保護者と連名にて入会申込書を提出して頂きます。また、その保護者は、本規約に基づく責任を本人と共に負担することとし、第21条・第22条に定める内容に同意するものとします。

## 第5条(入会資格)

メンバーは以下の事項をすべて満たす方とします。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方。
- (2) 健康状態に異常がなく、医師に運動を禁止されていない方。
- (3) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれの疾病に罹患していない方
- (4)暴力団または反社会的勢力の関係者でない方。
- (4) 刺青等が入っていない方。

\*ただし、部分的なごく小さなタトゥー等は、本施設にて判断致します。

- (5)満15歳以上の方。(満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要とする)
- (6)過去に諸施設の利用を禁止されていない方。
- (7)過去に当社より除名を受けていない方。

その他、本施設がメンバーとして不適当と認める方は入会できません。

#### 第6条(メンバー種別)

メンバー種別および料金、各要件は別途料金表に定める通りです。

# 第7条(入会金)

入会金は、本施設の定める金額を入会時に納入して頂きます。

一旦納入した入会金は、理由の如何に関わらず返還いたしません。

### 第8条(メンバー資格の喪失)

メンバーは、次のいずれかに該当した場合、メンバー資格を失います。

- 死亡
- 退会
- 除名
- 第5条に定めるいずれかの資格が欠落した場合

#### 第9条(除名)

本施設は、メンバーが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は除名をすることができます。

- (1) 本規約やその他本施設が定める事項に反する行為があった場合。
- (2) 定める月会費・諸費用を10ヶ月以上滞納した場合。 (除名以前の月会費・諸費用はすべて納入して頂きます。)
- (3) 本施設利用に際し、不当・不合理な要求をした場合。
- (4)施設・設備を故意に毀損した場合。
- (5) 当社及び本施設の名誉、信用を毀損した場合および本施設の秩序を乱したと判断した場合。
- (6) 第4条に定める入会書類に虚偽があった場合。
- (7) 他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患した場合。
- (8) 他のメンバー、スタッフに対して、不適切な行動、言動、トラブルが認められた場合。
- (9) 本施設の許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受けたとき。
- (10) 施設スタッフに対する会社以外の他社への就職、業務のあっせんや引き抜きの行為を行ったとき。 また、それに相応する行為があったとき。
- (11) その他、本施設がメンバーとしてふさわしくないと認めた場合。上記の理由により除名された場合、メンバーは、当社及び本施設に損害賠償請求を行うことができません。

# 第10条(メンバー資格の譲渡禁止)

メンバー資格は、他に譲渡することはできません。

#### 第11条(メンバーズカード)

- (1) 本施設は、メンバーに対してメンバーズカードを発行します。なお、メンバーが本施設を利用する際は、 メンバーズカードを提示しなければなりません。尚、メンバーズカードは他人に貸与・譲渡できません。
- (2) メンバーズカードを紛失または破損された場合は、速やかに再発行して頂きます。 尚、再発行手数料1,100円(税込)を本施設に納入いただきます。

#### 第12条(月会費)

メンバーは、本施設の定める月会費等を所定の方法で支払わなければなりません。月会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本施設が定めるものとします。(月会費は、メンバーが本施設のメンバー資格を保有する限り、本施設を利用しなくとも支払い義務が発生します。)

#### 第13条(施設利用料)

メンバーは、本施設を利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を 支払わなければなりません。

# 第14条(各種届出)

- (1) メンバーは、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本施設に所定の用紙にて変更を届け出ることとします。電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。
- (2) メンバー種別の変更(都度利用を除く)は、月末までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。尚、メンバー種別の変更により月会費の請求額に差額が生じた場合は、翌月あるいは翌々月の月会費にて調整いたします。また、メンバー種別の変更は、1ヶ月単位での変更となります。
- (3) 都度利用の申込及び停止は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。

また、10日を過ぎた場合は、翌々月扱いになります。尚、電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。

(4) 退会、契約ロッカーの解約は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本施設に所定の用紙を提出し、本施設が受理することにより、翌月から適応されることとなります。また、10日を過ぎた場合は、翌々月扱いになります。尚、電話やメール、本施設が指定していない書式での申し出は一切受理いたしません。

(5) 各種手続きでご来店が不可能な場合は、WEB手続きにて受理いたします。その際、退会、各種解約の手続きは手数料3.300円(税込)、その他の手続きは1.100円(税込)を本施設に納入いただきます。

#### 第15条(禁止事項)

- (1) 許可なき館内の撮影、または録音行為。
  - 尚、サイクリングスタジオへの携帯電話やスマートフォン等の持ち込みは出来ません
- (2)他のメンバーや本施設スタッフ、当社、本施設を誹謗・中傷(SNS・インターネット含む)する行為。また、それに相応する行為。
- (3)他人に対する暴力、威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 本施設の設備・器具・備品の破損や乱暴な扱い、落書きなどマナー・道徳に反する行為。
- (5) 物品販売や営業行為、金銭の貸借等の行為、勧誘行為、宗教活動、政治活動、署名活動。
- (6) 他のメンバーの施設利用を妨げる行為および協調性を著しく欠く行為。
- (7) 本施設の秩序を乱す行為
- (8) 本施設スタッフの業務を妨げる行為や恐怖を感じるような行為。
- (9) 本施設スタッフと直接行う個人的な連絡および金品等のやり取り。
- (10) 当社が主催するイベント等において催行の妨げや威嚇行為や迷惑行為。
- (11) ストーカー行為、ハラスメント行為など、他の利用者や施設スタッフの迷惑や施設利用の妨げとなる行為。
- (12) 不当又は不合理な要求を行う等、当社および施設スタッフを著しく困惑させる行為。
- (13) その他、本施設がメンバーとしてふさわしくないと認める行為

#### 第16条(利用の一部制限)

会員(ビジターを含む)が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、安全に諸施設を利用できないと当社が判断したとき。
- (2) 医師等から、運動を禁止されているとき。
- (3) 妊娠しているとき。
- (4) その他、正常な施設利用ができないと当社が判断したとき。

#### 第17条(ビジター利用)

- (1)本施設は、ビジターに本施設が別に定める利用料を頂くことにより、本施設を利用させることができます。
- (2) ビジターは、本規約に則り、本施設を利用するものとします。

#### 第18条(ポイント)

- (1) 本施設は、毎月1日に各メンバーにポイントを別途料金表に定める通り付与します。このポイントの有効期限は1ヶ月とし月末に消滅することとします。
- (2)ポイントは、本施設内において、対象となるレッスンやイベントの参加費・レンタル品や商品の購入に対し利用できるものとします。尚、1度利用したポイントは如何なる事由があっても返還いたしません。
- (3)このポイントは、マンスリーフィーや契約ロッカー月額利用料等には利用できません。
- (4) 月の途中で入会をしたメンバーのポイントは、各入会日に応じて別途料金表に定めるポイント数を付与する こととします。尚、その有効期限は入会月の月末までとし、翌月以降は(1)に準ずるものとします。

## 第19条(休業及び営業時間変更)

本施設は、別紙に定める日を定休日及び季節休業とします。また、施設の補修や保守・点検、その他本施設の都合により、一時的に休業あるいは営業時間の変更をすることがあります。尚、その告知は原則として2週間前までに、館内掲示あるいは当クラブホームページにて告知いたします。

### 第20条(施設の閉鎖・利用制限等)

- (1)本施設は、次の事由により本施設の営業が困難だと認められる場合に、本施設の一部または全部を閉鎖また は臨時休業することができます。同時に本施設は損害賠償責任等の責任を負うことなくメンバーとの契約を 解除できるものとし、メンバーはこれに対し、異議を述べないこととします。
  - ①天災地変その他不可抗力の事態が発生したとき
  - ②法令の制定改廃・行政指導・社会情勢・経済状況の著しい変化があったとき

- ③その他やむを得ない事由があるとき
- (2) 本施設は、施設内にてビジターを対象としたイベント等を、あらかじめ館内掲示にて告知することにより 開催することができることとします。尚、メンバーはこれらのイベントで使用する間の当該施設は原則と して利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

#### 第21条(諸規則の遵守)

メンバー及びビジターは、本規約、細則ならびに本施設スタッフの指示や指導を遵守しなくてはなりません。

#### 第22条(損害賠償責任免責)

- (1) メンバーが本施設を利用中、自身が受けた損害に対して、本施設は、本施設に故意または過失がある場合を 除き、一切の賠償責任を負いません。
- (2) メンバー同士の間に生じたトラブルに対して、本施設は、本施設に故意または過失がある場合を除いて、 ー切関与いたしません。

#### 第23条(メンバーの損害賠償責任)

メンバーが本施設の利用中、本人の責に帰すべき事由により、他のメンバーや当社、本施設に損害を与えたとき は、そのメンバーがその損害に関する責を負うものとします。

#### 第24条 (諸費用の変更ならびに運営システムの変更)

本施設は、本規約に基づいてメンバーが納入すべき諸費用および運営システムを、社会情勢・経済状況の変動等を参考に本施設が必要と判断したときに、メンバーに館内掲示あるいはホームページにて 1 ヶ月前までに告知したうえで、変更することができることとします。

# 第25条(細 則)

本施設は、必要に応じ、細則を定めることができることとし、メンバーはこれに従います。本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本施設が定めるものとします。

#### 第26条 (規約の改定)

本施設は本規約の改定をメンバーの承諾を得ることなしに行うことができることとします。また、改定を実施 する場合は、あらかじめメンバーに館内掲示あるいはHPにて1ヶ月前までに告知することとし、改定した規約 の効力は、全メンバーに及ぶものとします。

# 第27条(個人情報)

本施設は、当社が保有するメンバーの個人情報を、別途ホームページ上に掲載する「プライバシーポリシー」に 則り、適切に取り扱うこととします。

# 第28条(準拠法及び合意管轄)

本規約には、日本法が適用されます。本施設に関する紛争、訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第29条(附 則)

本規約は2017年5月23日より施行します。(2023年9月改定)

以上